

墨田区再開発等促進区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例概要

1 適用区域の追加等

平成 28 年東京都告示第 342 号により、東京都市計画両国駅北口地区地区計画の一部が変更され、地区整備計画における地区の区分に「宿泊地区」が追加されたことに伴い、当該宿泊地区を地区整備計画区域の適用区域に追加するとともに、建築物の用途等の制限について定めるほか、所要の規定整備をする。

ア	イ	ウ	エ
計画地区の名称	建築することができる建築物	壁面の位置の制限	ウの適用除外の部分
東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域宿泊地区	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項及び第 6 項から第 10 項までに掲げる営業の用に供する建築物（キャバレー、無店舗型性風俗特殊営業等の風俗営業等の用途に供する建築物）以外のもの	計画図に示す壁面の位置の数値（ ）	地下鉄及び地下駐車場の出入口

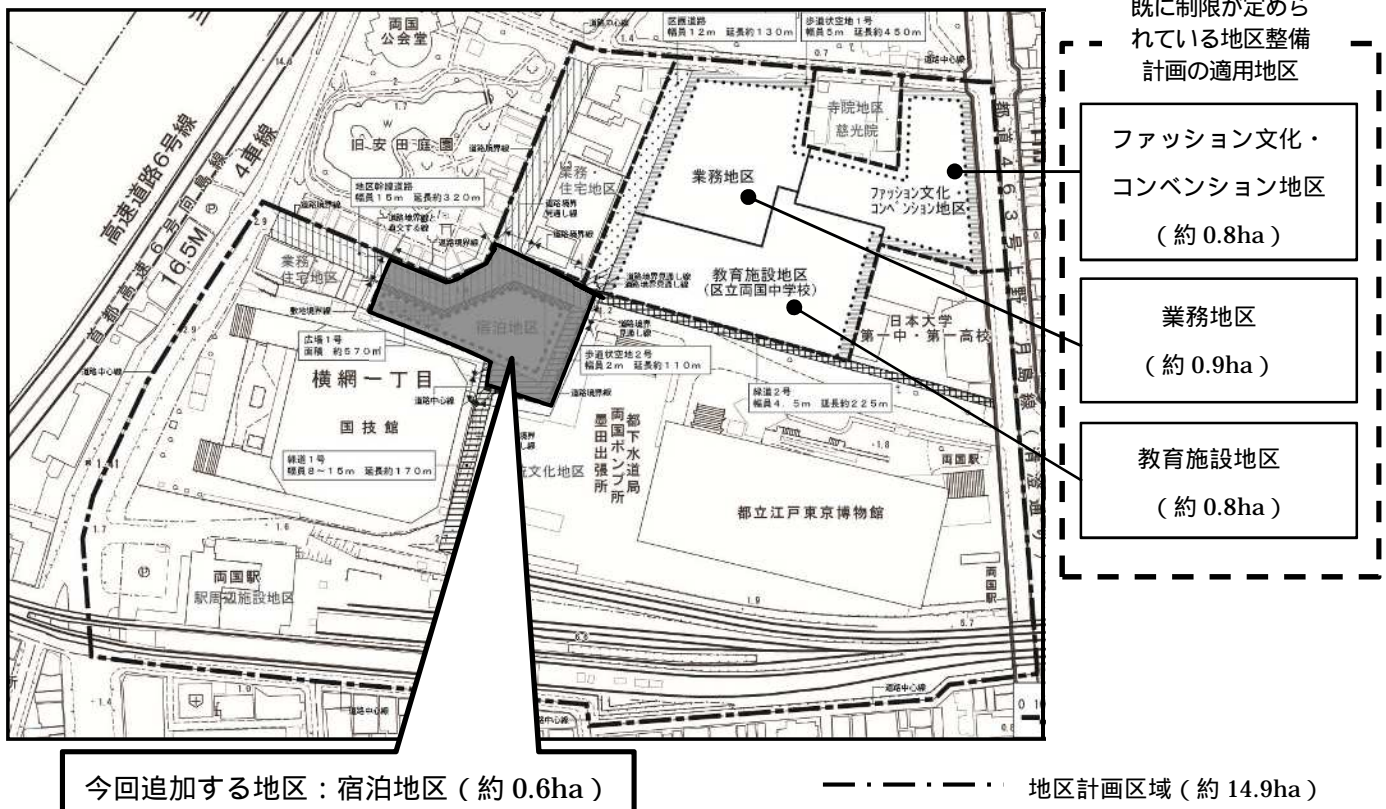
建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離を当該建築物の外壁等の高さの区分に応じ、次の数値以上とする。

- (1) 高さ 10 メートル未満の部分 2 メートル
- (2) 高さ 10 メートル以上 50 メートル未満の部分 6 メートル
- (3) 高さ 50 メートル以上 100 メートル未満の部分 8 メートル
- (4) 高さ 100 メートル以上の部分 10 メートル

2 施行期日
公布の日

(参考)

墨田区再開発等促進区内における建築物の制限に関する条例に新たに制限を定める地区



壁面の位置の制限

